

奈良県中小企業会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十八号

奈良県中小企業会館条例の一部を改正する条例

奈良県中小企業会館条例（昭和五十三年十月奈良県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「会議室等」を「施設」に改める。

第八条第一項及び第二項を次のように改める。

創業支援室の利用者は、当該使用する月分に係る別表に定める使用料を当該使用する月の前月末日までに納めなければならない。

2 創業支援室以外に係る部分の利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

別表の一を削り、同表の二を同表の一とし、同表の三中「会議室及び」を削り、同表の三を同表の二とする。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。